

# 和地ひとみレポート No.288

## 東京都実施の“土砂災害防止法に基づく基礎調査結果”の公表 東大和市の警戒区域は55箇所

## 土砂災害防止法に基づく基礎調査



### ■土砂災害防止法とは

…8月23日に東京都建設局から「土砂災害防止法に基づく基礎調査」の新たな結果が公表されました。東京都では今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな4か年の実施計画として、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を2016年（平成28年）12月に策定。目標として3つのシティ（セーフシティ・ダイバーシティ・スマートシティ）を定義づけ、様々な政策を推し進めていく中、「2020年に向けた実行プラン」の『政策の強化版』として、今年度（平成30年度）には「2020年に向けた実行プラン」を取りまとめました。

…「豪雨・土砂災害対策」はその政策の柱の一つに位置付けられています。その基となっている法律は「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成13年4月1日施行）です。これにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するために、災害に対するソフト対策が法律化され、住民自身が災害から身を守ることが重要とされました。

### 【土砂災害法で示された対策】

- (1)土砂災害の恐れのある危険箇所を国民に周知すること。
- (2)大雨によって土砂災害の発生する恐れが高まった場合は、安全な場所へ避難していただくこと。
- (3)土砂災害の危険が高い場所への住居の新築を控えていただくこと。
- (4)上記のような場所での住居改築の際は、堅固な構造にして安全にいただくこと。
- (5)上記のような場所に既にお住まいの方には、安全な場所に移転していただく場合もあること。

### 【都の豪雨・土砂災害対策における2020年に向けた政策展開のポイント】

（平成30年度事業費：888億円、4か年事業費：3,580億円）

- 集中豪雨に備えて中小河川の整備を推進し、併せて豪雨時の防災情報の発信を強化
- 大規模水害発生時に浸水被害予測シミュレーションシステムを活用し、救助活動時の安全対策を強化

### ■基礎調査とは

…「土砂災害防止法」では、都道府県が溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況について“基礎調査”をし（概ね5年ごと）、その結果に基づき、土砂災害の恐れのある区域等を指定することとなっています。東京都では、都内全域で土砂災害の恐れのある約15,000箇所

について基礎調査を行い、順次、土砂災害警戒区域等の指定を行っていくことになっています。この度8月23日に公表されたのは、台東区、豊島区、東大和市、武蔵村山市における基礎調査の結果で、今後、東京都は2019年度までに都内全域の土砂災害警戒区域等を指定していくとのことです。

### 【8月23日に新たに公表された東大和市の基礎調査結果】 （今後区域指定予定）

市区町村	所在地	基礎調査完了箇所	
		警戒区域	うち特別警戒区域
東大和市	芋窪・蔵敷・湖畔・奈良橋・高木・狭山・多摩湖・清水	55	51

※図などを裏面に掲載

⇒これまでに東京都が指定した箇所（基礎調査を終えて区域指定までした所）は37区市町村で「警戒区域」が12,619箇所、うち「特別警戒区域」が9,626箇所。

⇒中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市については、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等の指定に該当する地形が確認されていない。

### ■今後の対応は

…今回の基礎調査結果を受け、今後、東京都は住民説明会等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定手続きを進めていくとのことです。

…一方、東大和市の取るべき対策は、この結果を受けて警戒避難体制を整えること。具体的には災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に対応を盛り込んでいくということです。

…今夏もそうですが、土砂災害は毎年のように全国各地で発生し、暮らしに大きな影響を与えるようになっています。その一方で、新たな宅地開発が進み、土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所も年々増加し続けている状況。以前は、災害の防止に関する法律（砂防3法）に基づいて、災害を防ぐために土砂災害防止工事を行うことが基本的な対応となっていました。危険箇所全てに工事を行うには途方もない時間と費用が必要なため「土砂災害防止法」では、土砂災害防止工事等のハード対策と併せ「危険性のある区域を明らかにし警戒避難体制を整備すること」や「危険箇所への新規住宅等の立地抑制」等の警戒避難体制の整備といったソフト面での被害防止にシフトしています。この“ソフト面での被害防止”の実現のためには、東大和市は東京都と連携し、現地での具体的な対応策を早急に作成するとともに、市民に知らせていくことが必要です。

## ■東大和市の基礎調査結果の図

※詳細は東京都のHP(東大和市のHPからもリンク)、東大和市役所 3階防災安全課の窓口でも閲覧できます。



### ■警戒区域と特別警戒区域について

**【警戒区域では】⇒市町村等による警戒体制の整備**

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定め、警戒避難体制の整備を図る。(例:土砂災害ハザードマップの作成・配布、住民による土砂災害ハザードマップの確認)

**【さらに、特別警戒区域では】**

◆(都道府県)特別開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や災害時要支援者関連施設の建設のための行為は、基準に従ったものに限って許可される。

◆(都道府県または市町村)建築物の構造規制

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた「作用すると想定される衝撃等」に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされる。

◆(都道府県)建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られる。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられる。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

**【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」**



1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートナーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在2期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員

**和地 ひとみ**

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102